

令和8年度の参考上限取引価格及び調整基準取引価格に関する意見

令和7年12月19日
産業構造審議会
イノベーション・環境分科会
排出量取引制度小委員会

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の規定に基づき、脱炭素成長型投資事業者排出枠の排出枠取引市場における取引価格に関する参考上限取引価格及び調整基準取引価格について、経済産業大臣からの諮問を受けて、以下のとおり、排出量取引制度小委員会の意見を取りまとめた。

経済産業大臣におかれでは、本意見を踏まえて、参考上限取引価格及び調整基準取引価格を設定することを求める。

- 令和8年度の参考上限取引価格については、一の二酸化炭素の排出量一トンに相当する脱炭素成長型投資事業者排出枠あたり4,300円とする。
- 令和8年度の調整基準取引価格については、一の二酸化炭素の排出量一トンに相当する脱炭素成長型投資事業者排出枠あたり1,700円とする。
- また、令和9年度から令和12年度までの参考上限取引価格及び調整基準取引価格については、前年度の価格に、当該年度の物価の変動指数の見通しの数値に1.03を加えたものを乗じた価格を基礎として、法第39条第1項及び第116条第1項の規定に基づき毎年度定めていくこととする。